### 議会制度検討特別委員会・議事進捗状況

平成25年4月24日(水)午後2時開会 議会棟第1委員会室

出席委員:12名 傍聴者:なし

## 1. 予算決算委員会及び会期中の常任委員会実施に関する評価・検討について(報告)

①提出議案書について

・条例改正文案の表記について、市民に対してもよりわかりやすく表記するために改正 理由と新旧対照表を議案書に明記することを4月11日に、議会事務局長から総務部長 に対し要請した。

# 2. (議長提案)議会による政策評価及び事業評価

- ①今後の事業評価方法検討について
  - ・前回の委員会における他市事例紹介を受け、改選前にどこまで形作っておくのか、 協議を行った。

参考として、多摩市の議会だよりを配付し、決算事務事業評価に関するサイクルを説明した。本市議会でも今3月定例会で、予算説明調書の提出を受けたが、平成25年度の決算審査時点(平成26年9月予定)で、対応する決算説明調書の提出を受ければ、比較分析が容易にできるのでは等の提案について、もっと政策評価・事業評価に対し、来期以降も議員が引き続き年数、時間をかけて検討していくべきとの意見も出され、引き続き手法等、検討を行うこととなった。

# 3. 『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程』の見直しについて

- ①宣誓書等の提出について
  - ・本日時点で、委員37名中、28名の提出があった旨、報告した。
  - ・4月8日付にて議長より全議員に対し宣誓書の提出に係る書類が配布された。
  - ・記入にあたり、これまでに事務局に寄せられた次の2点の疑問点について説明した。
    - (1) 一般社団法人やスポーツ団体における「顧問」「相談役」等の役員の位置づけ。
    - →団体等の定款で「顧問」等が「役員」として位置づけがあれば、役員の扱いとなり、定款等で役員が定まっていて「それ以外に、必要に応じ顧問(相談役)に意見を求める」記載があれば、「役員」の扱いとならない。
    - (2) 奈良市と一切取引の無い会社の場合の取り扱い。
    - →自身の2親等以内に事業を行っている企業等があるが、奈良市に相手方登録等を行っていない場合は、今般の辞退届の提出は不要とする。

#### 4. 「議会基本条例」について

- ①一問一答選択制について
  - 前回の委員会において持ち帰りとなった、
  - (1) 一問目の発言方法(発言場所、1問目のみ一括とするのかなど)
  - (2) 発言場所
  - (3) 質問時間

以上、3点について、持ち帰り検討した結果の報告をいただいた。

協議の結果、次の手法で今6月定例会に試行して実施すべきと決定した。(簡易採決)

- ○一問一答制は、代表質問・個人質問のいずれも、従来の一括質問一括答弁方式との 選択制で実施し質問通告の段階で、通告書にあらかじめ明記する。
- ○一問一答制を採る場合の1問目の質問は、登壇し、演壇で行う。2問目以降は自席で行う。

理事者の答弁は、市長に限り、1問目は登壇し、演壇で行い、2問目以降は自席で行う。その他の理事者は、1問目から自席で行う。

- ○質問時間は、代表質問・個人質問とも、従来どおりの持ち時間で実施する。
- ②反間権について
  - 前回の委員会において持ち帰りとなった、
  - (1) 時間について (質問時間に反問を含めるかどうか)
  - (2) 発言の機会について (議長の許可とするか)
  - (3) 発言場所

以上、3点について、持ち帰り検討した結果の報告をいただいた。

協議の結果、次の手法で今6月定例会に試行して実施すべきと決定した。(簡易採決)

○反問権は、質問時間には含めない。

本会議では、議場での残時間表示の時計はとめる。

委員会では、発言した委員に、副委員長から反問に要した時間のメモを入れる。

- ○反問権を行使する場合は、理事者が、挙手の上、発言の申し出を行い、議長または 委員長が許可する方法をとる。
- ○発言場所は、本会議では自席で、委員会ではそれぞれの発言席で行うこととし、反 間権に対する議員の答弁は、本会議・委員会とも自席で行うこととする。
- ○反問権は、市長等が議員の質問の趣旨または根拠を確認する場合や議員の考え方を 確認する場合、これを行使することができ、内容を逸脱した場合は、議長または委 員長が会議の運営上、制止することができる。

#### ③議会報告会について

・「奈良市議会広報広聴委員会に関する規程(案)」を開催通知とともに配布し、事前 検討の上、議会報告会の運営母体をどこにするのか、持ち帰り検討した結果の報告を いただいた。

その結果、運営母体は、広報広聴委員会で企画立案を行うが、実際の運営等は、全議員で行っていくものとし、当規程も原案どおりで決定され、公布は改選後の新議長が行うこととなった。

#### ④議員相互の討議

・会派より、議員相互の討議のあり方について意見が出された。

議員相互の討議に議案審査を対象とするのか、どのような会議を対象とするのか、また、討議の時間をどうするのか、これらの課題を検討すべきではとの意見が出された。今後、議員の政策立案権能の強化により、議員からの条例提案の増加が見込まれ、その場面では、議員間討議は必須となるのではないか。討議の時間は、委員会運営等で協議によって合意形成の上で進められるのではないか、参考までに、政策検討会議の設置は、本市議会基本条例では導入が見送られた経緯があり、今後も、検討を進めていくことで、今回の協議は終了した。

#### 5. 幹事長会の申し合わせ事項の改善について

①議会基本条例との整合性について(6月定例会までに整理を行う)

#### 6. 議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について

①議会基本条例との整合性について(6月定例会までに整理を行う)

# 7. その他

- ○6月定例会の日程(未定)によって
  - ・4月5日及び本日の決定事項について、 6月定例会初日に中間報告を行うことで決定した。
- ○次回以降の日程について
  - ・6月定例会まで取り急ぎ決定すべき事項は特になく、必要な場合に前もって各委員に連絡の上、開催することで決定した。

以上